

競争的研究費応募のための研究者番号付与に関する申し合わせ

研究所

本学では、科学研究費助成事業を含む競争的研究費へ、本学から研究代表者として応募、または神戸女学院大学研究所員*（以下、研究所員とする。）の応募する課題に研究分担者として参加を予定している者に、研究者番号を付与することとし、以下にその要件を定める。

*客員教員を除く専任教員。詳細は、神戸女学院大学研究所規程第5条参照。

1. 研究所員以外の者については、以下の条件を全て満たす場合、研究者番号登録を申請することができる。
 - [1] 本学において研究活動を行うことを職務に含む者として所属する者（有給・無給、常勤・非常勤、フルタイム・パートタイムの別を問わない。また、研究活動そのものを主たる職務とすることを要しない。）であること
 - [2] 競争的研究費について、本学から研究代表者として申請、もしくは研究所員の応募する課題に研究分担者として参加すること
 - [3] 研究所員からの推薦があること
 - [4] 不正な使用、不正な受給又は不正行為を行ったとして、競争的研究費の交付対象から除外されていないこと
 - [5] 競争的研究費の応募及び使用にあたって、本学で定めるルール等を遵守すること（本学で実施されるコンプライアンス研修、研究倫理研修の受講を含む。）
2. ただし、本学で受け入れた日本学術振興会特別研究員（PD、RPD、SPD）については、1の条件を満たしていても、希望があった場合には研究者番号を付与するものとする。
3. 次のいずれかに該当する者は付与の対象とならない。
 - [1] 本学において研究活動を行うことが職務に含まれていない者（職員、嘱託教学職員、授業のみを担当する非常勤講師など。）
 - [2] 申請年度において、補助事業が遂行できなくなることが明らかな者（客員教員、訪問研究員など。）
 - [3] 他の研究機関を所属機関として研究者番号が登録されている者
 - [4] 外国人特別研究員（現在応募中の者を含む。）
 - [5] 学生の身分を本分とする者（日本学術振興会特別研究員（DC）を含む。）
 - [6] 科学研究費の研究成果公開促進費に応募する者

以上